

個人情報の保護に関する法律に基づく
行政機関等匿名加工情報の提供に関する細則

令和 4 年 3 月 30 日独信基 503 令和 3 年度第 30 号制定
変更 令和 5 年 3 月 27 日独信基 503 令和 4 年度第 115 号

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人農林漁業信用基金における行政機関等匿名加工情報の提供に関し必要な事項については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、その他関係法令並びに独立行政法人農林漁業信用基金個人情報等取扱規程（平成 17 年 3 月 29 日独信基（501）平成 16 年第 943 号。以下「個人情報取扱規程」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(提案の審査)

第 2 条 法第 114 条の規定による審査は、個人情報取扱規程第 6 条に規定する個人情報管理委員会で行うものとする。

(利用料)

第 3 条 法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額の利用料を納めなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 法第 118 条第 2 項において準用する法第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の利用料を納めなければならない。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない利用料の額と同一の額
 - (2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

(利用料の納付方法)

第 4 条 利用料の納付方法は、銀行振り込みとする。

(利用料の返還)

第 5 条 納付された利用料については、当該利用料の対象とする事務の受付を終えていない場合及び過誤納の場合を除き、原則として返還しない。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、行政機関等匿名加工情報の提供に係る取扱いに關し必要な事項は、別に定めるもの（「行政機関等匿名加工情報の提供の取扱いに關する事務対応ガイド」）とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律に基づく独立行政法人等非識別加工情報の提供に關する細則（平成30年2月28日独信基503平成29年度第51号制定）は廃止する。

附 則

この規程の変更は、令和5年4月1日から実施する。